

議案第44号

鳥取県部等設置条例の一部改正について

次のとおり鳥取県部等設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県部等設置条例の一部を改正する条例

鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下本則において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下本則において「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下本則において「削除条等」という。）を削り、

移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下本則において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部局等を置く。 <u>防災局</u> <u>総務部</u> <u>企画部</u> <u>文化観光局</u> <u>福祉保健部</u> <u>生活環境部</u> <u>商工労働部</u>	(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部局を置く。 防災局 総務部 企画部 文化観光局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部

農林水産部
県土整備部
行政監察監

(総務部の所掌事務)

第3条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(4) 略
- (5) 営繕に関する事項
- (6) 職員の人事、給与及び厚生福利に関する事項
- (7) 職員の研修及び能力向上に関する事項
- (8) 略
- (9) 公益法人に係る事務の総括に関する事項
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) その他他の部局等の所掌に属しない事項

農林水産部
県土整備部

(総務部の所掌事務)

第3条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(4) 略
- (5) 大規模な営繕 (県立社会福祉施設の新築及び増築を除く。)
に関する事項 (施工監理に関する事項を除く。)
- (6) 職員の人事及び厚生福利に関する事項
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 県の業務の実施状況の監察及び工事の検査に関する事項
- (13) その他他の部等の所掌に属しない事項

(企画部の所掌事務)

第4条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 男女共同参画社会に関する事項

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(文化観光局の所掌事務)

第5条 文化観光局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 国内交流の推進に関する事項

(福祉保健部の所掌事務)

第6条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(企画部の所掌事務)

第4条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(文化観光局の所掌事務)

第5条 文化観光局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 自然公園に関する事項

(4) 景観形成の推進に関する事項

(福祉保健部の所掌事務)

第6条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 大規模な營繕（県立社会福祉施設の新築及び増築に限る。）

に関する事項（施工監理に関する事項を除く。）

(4) 略
(5) 略
(6) 略
(7) 略
(8) 略

(生活環境部の所掌事務)

第7条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略
(6) 自然公園に関する事項
(7) 景観形成の推進に関する事項
(8) 都市計画及び建築に関する事項
(9) 略
(10) 略
(11) 略

(12) 略
(13) 略

(5) 略
(6) 略
(7) 略
(8) 略
(9) 略

(生活環境部の所掌事務)

第7条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 略
(7) 略
(8) 略
(9) 男女共同参画社会に関する事項
(10) 略
(11) 略

(商工労働部の所掌事務)

第8条 商工労働部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 産業技術に関する事項

(4)～(7) 略

(県土整備部の所掌事務)

第10条 県土整備部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 略

(5) 略

(行政監察監の所掌事務)

第11条 行政監察監の所掌事務は、県の業務の実施状況の監察及び工事の検査に関する事項とする。

(商工労働部の所掌事務)

第8条 商工労働部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 産業技術に係る研究開発に関する事項

(4)～(7) 略

(県土整備部の所掌事務)

第10条 県土整備部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 都市計画に関する事項

(5) 略

(6) 略

(7) 建築に関する事項

(8) 営繕に関する事項 (施工監理に関する事項及びその他の事項で大規模な営繕に係るもの以外のものに限る。)

(雑則)

第12条 略

(雑則)

第11条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(鳥取県総合事務所設置条例の一部改正)

2 鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(設置) <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を所掌させるため、総合事務所を設置する。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	(設置) <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を所掌させるため、総合事務所を設置する。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

(7) 福祉保健に関する事務

(8)～(10) 略

(7) 福祉保健に関する事務 (米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの除く。)

(8)～(10) 略